

○費用の記載がないものは、すべて無料です。  
 ○郵送先は特に記載がない場合、〒342-8501(住所不要)です。  
 ○ファクスは、FAX共通と記載されている場合、市役所共通981・5392です。

全国強調月間」です。毎年2月7日の「北方領土の日」に、東京で「北方領土返還要求全国大会」が開催される他、この日を中心に全国各地で講演会やパネル展、署名活動などが行われます。

詳細は内閣府(北方対策本部)ホームページをご覧ください。  
**問合せ**：内閣府 ☎03・5253・2111(大代表)

### 遺言・相続登記相談会

埼玉司法書士会は、さいたま地方法務局と埼玉土地家屋調査士会と共催で「遺言・相続登記相談会」を開催します。



**日時**：2月17日(土)  
 (時間は相談方法により異なります)

**相談方法**：①司法書士・土地家屋調査士による面談相談(1組30分・予約制)午後1時30分～4時(午後1時～、2時～、3時～の各30分、3回法務局職員による相続と遺言書保管制度に関する講演会を開催) ☎048・851・1000 音声ガイダンス「2」→「3」②司法書

士による電話相談 ☎0120・339・279(予約不要・当日のみ通話可)午前10時～午後4時

**場所**：面談相談はさいたま地方法務局(さいたま市中央区下落合5丁目12-1)

**問合せ**：埼玉司法書士会事務局 ☎048・863・7861

### 消費生活センターからのお知らせ(くらしの110番)

電気ストーブの使用による火災に注意

#### 【事例1】

セラミックヒーターを延長コードにつないで使用していた。延長コードへの差込口が熱で溶け発火した跡があった。

#### 【事例2】

古いオイルヒーターのスイッチを入れたまま外出し、帰宅後に黒煙が出ていることに気付いた。本体の一部が溶け、床は焦げていた。

#### 【事例3】

オイルヒーターが、使用中にはコンセントの差込口が熱くなり、電源を切った後には本体から変な音が聞こえてきて心配になる。

冬季になると、多くの家庭でストーブが活躍します。しかし、使用には注意が必要です。消防庁の集計によれば令和3年中の発火源別死者数の内訳では、たばこに次いでストーブが2位でした。更にストーブの種類に着目すると、灯油ストーブと電気ストーブ類が約半数ずつの割合でした。実際に裸火を扱う灯油ストーブと違い、電気ストーブ類は事故につながりにくいと考えがちですが、誤った使用方法により火災を引き起こす可能性があります。

※電気ストーブ類とは、オイルヒーター、セラミックヒーター、ハロゲンヒーターなどを含みます。

### 【誤使用による事故を防止するための消費者へのアドバイス】

#### ①正しい使用方法と安全対策を知る

現在、さまざまな種類の電気ストーブが販売されています。種類によっても安全対策は異なる場合があります。よく読み、正しく使用してください。

#### ②設置場所に注意する

ストーブは平らで安定した場所に設置し、周囲に布団やカーテンなどの可燃物がないことを確認してください。

#### ③延長コードは使わない

多くの電気ストーブは消費電力が大きく高温になる危険性があるため延長コードの使用が禁止されています。延長コードは使用せず直接コンセントに差し込み使用しましょう。

#### ④小まめに電源を切る

外出時や部屋から離れる場合は必ず電源を切りましょう。長期間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いてください。

#### ⑤定期的な点検と清掃

取扱説明書をよく読み、定期的に点検と清掃をしましょう。音や、臭いなどの異常があればすぐにメーカーや販売店に相談しましょう。困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

### 要介護認定を受けている方へ 控除資料を発行します【要申請】

要介護認定を受けている方やその扶養者の方が確定申告および市・県民税の申告で控除を受けるための資料を発行します。

#### ①障害者・特別障害者認定書

**対象**：令和5年12月31日まで  
 に要介護認定を受けている65歳以上の方で、身体障がい者または知的障がい者に準ずると認められる方  
 ※次の方は、申請不要です。  
 身体障害者手帳(1・2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級の交付および療育手帳(A・A)の判定を受けている方、所得税や市・県民税が課税されていない方

#### ②おむつ使用確認書

**対象**：昨年もおむつ代の医療費控除を受けている方で、要介護認定を受けており、介護認定の主治医意見書に所定の記載がある方  
 ※初めておむつ代の医療費控除を受ける方や、要介護認定を受けていない方は「おむつ使用証明書」を医師に発行してもらい、控除資料としてください。

#### 問合せ

消費生活センター(商工課) ☎982・9697または ☎188(消費者ホットライン) FAX共通 5118②982・5120 FAX共通